

Q1：産業技術短期大学 特別奨学金について教えてください。

A：学力が優秀であるものの、経済的理由から高等教育機関での修学が困難な高校生等を対象として、本学入学後に奨学金を給付（返還の必要はありません。）する制度です。およその流れは、次のようになります。

- ①所定の期間に必要な書類を提出し申請する。
- ②本奨学金の選考対象となる特待生入試を受験する。
- ③特待生Bに合格した場合、特別奨学生予定者となる。
- ④入学後に特別奨学金の受給資格を得て奨学金が給付される。

Q2：主たる家計支持者は父母のどちらでもよいのですか。

A：応募者本人の父、母またはこれに代わって家計を支えている方が主たる家計支持者となります。複数の方に収入がある場合は、収入の多い方が主たる家計支持者になります。

Q3：市区町村が発行する収入証明書は提出しなくてもよいですか。

A：必要ありません。2018年の主たる家計支持者の源泉徴収票（写し可）または確定申告書の控のコピーを提出してください。

Q4：主たる家計支持者が、給与所得および事業所得の両方を得ている場合の家計基準はどのようなになりますか。

A：双方の基準額が異なるため、事業収入を、給与収入および事業収入の上限基準額の比率に応じて給与収入に換算のうえ、加算し給与収入に置き換えて判定します。

Q5：特別奨学金を申請した場合、受理の可否について通知があるのですか。

A：特に通知はしません。書類に不備が認められた場合に電話等により連絡します。

Q6：推薦入試やAO入試は、特別奨学金の選考対象入試にならないのですか。

A：対象になりません。特待生入試が対象です。

Q7：推薦入試やAO入試に合格している場合でも特別奨学金に申請できますか。

A：申請できます。手続きなどは、Q1と同じです。

Q8：特別奨学金申請者が特待生入試の特待生Aに合格した場合、申請はどのように取扱われるのですか。

A：特待生Bに合格した場合に限り奨学金予定者となります。特待生Aに合格、入学した場合、授業等および学園維持金の全額が免除されることとなりますが、同時に特別奨学金給付資格が与えられることはありません。

Q9：特別奨学金の受給資格は卒業するまで与えられるのですか。

A：特別奨学金の給付期間は原則として2年間です。また、2年次の継続条件は特待生に関する継続基準と同じです。

Q10：他の奨学金との重複は可能ですか。

A：日本学生支援機構や地方公共団体等が行う奨学金との重複は差支えありません。ただし、本学入学後に申請する産業技術短期大学在学採用奨学金への申請資格はありません。

Q11：特別奨学金を申請した場合、必ず出願しなければならないのですか。

A：特別奨学金を申請した人が、必ず特待生入試に出願しなければならないということはありません。

Q12：特別奨学金を申請して、特待生入試を受験し不合格になった場合において、その後実施される他の特待生入試を受験することは可能ですか。

A：特別奨学金に申請していれば、特別奨学金受給資格を得ることを目指して、複数回受験することが可能です。

Q13：特別奨学金は入学後に支給されますが、入学手続きとして前期分の授業料および学園維持金の全額を納入しなければならないのですか。

A：特別奨学金の受給資格は入学後に得られるので、本来は、入学時に前期分の授業料および学園維持金の全額を納入していただく必要があります。ただし、入学時に奨学金相当額（40万円）の「延納願」を提出いただくことにより、入学後に給付する奨学金と相殺します。なお、「延納願」は、特待生Bに合格した申請者の合格通知書に同封します。